

○尾道市教科用図書採択事務に関する規則

平成 13 年 4 月 27 日
教育委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 13 条第 1 項に規定する尾道市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)において使用する教科用図書(以下「教科用図書」という。)の採択事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の方針及び組織)

第 2 条 教育委員会は、尾道市の教育目標実現に向け、次の事項に留意し、総合的に判断して教科用図書を種目ごとに 1 種採択する。

(1) 採択の対象となる教科用図書について、十分調査研究を行うこと。

(2) 採択における適正、公正の確保を期すこと。

2 教育委員会は、前項の採択を適正かつ公正に行うため尾道市教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

3 審議に必要な調査・研究を種目別に行うため、選定委員会に、教科用図書調査員(以下「調査員」という。)を設置する。

(選定委員会の所掌事務)

第 3 条 選定委員会は、幅広い視野からの意見を取り入れ、教科用図書の専門的な調査・研究を行い、種目ごとにすべての教科用図書について特徴を明確にした資料を作成し、教育委員会に報告する。

2 選定委員会は、前項の資料を作成するために、教育委員会が定めた採択方針に基づき教科用図書を調査・研究する観点を含め、その観点を調査員に示すとともに、教育委員会が開催する教科用図書の展示会場に意見箱を設置する等、広く市民の意見を聴くための措置を講じる。

(選定委員会の委員)

第 4 条 選定委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のそれぞれから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学校の校長及び教頭

(2) 学校に在籍する児童生徒の保護者代表

(3) 学校教育に専門的知識を有する教育委員会事務局職員及び学校の教育に係る学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の 8 月 31 日までとする。

4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員となることはできない。

(選定委員会の会長及び副会長)

第 5 条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠け、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第 6 条 選定委員会の会議は、教育長が招集し、会長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(調査員の所掌事務)

第 7 条 調査員は、第 3 条第 2 項に規定する観点に基づきすべての教科用図書について調査・研究を行い、各教科用図書の特徴について意見を付し、選定委員会に報告する。

(調査員)

第 8 条 調査員は、学校の校長、教員のうちから、教育長が任命する。

- 2 調査員の人数は、次の各号の表に左欄に掲げる教科ごとに当該各号の表の右欄に掲げる人数以内で定める。

小学校用

教科等名	調査員の人数(人)
国語	4
社会	4
算数	4
理科	4
生活	3
音楽	3
図画工作	3
家庭	3
体育	3
外国語	3
道徳	3

中学校用

教科等名	調査員の人数(人)
国語	4
社会	4
数学	4
理科	4
音楽	3
美術	3
保健体育	3
技術・家庭	3
外国語	4
道徳	3

- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び選定委員会の委員は、調査員となることはできない。

- 4 調査員には、教科等ごとに代表者を定める。

- 5 調査員の会議は、教育長が招集する。

(庶務)

- 第9条 選定委員会の庶務は、教育指導課において処理する。

(審議の公正確保)

- 第10条 採択の公正・適正を確保するため、選定委員会及び調査員の会議の審議過程並びに選定委員会の委員及び調査員の氏名は採択が終了するまで非公開とする。

(委任規定)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、教科用図書の採択事務に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月2日教委規則第18号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年6月1日から施行する。